

図表29 傷病手当が最低生活費をこえる最賃額試算

可処分所得－勤労必要費用が最低生活費を超える最賃額		a	b	c	d				
	生活保護基準による最低生活費(25歳単身)	必要賃金月額(概算)	社会保険料(概算)	直接税(概算)	勤労必要費用(勤労控除)	$a-b-c-d$	月間155時間労働とした場合の時間賃金必要額	月間173.8時間労働とした場合の時間賃金必要額	2015.10からの最賃額
東京二三区	135.2	194.0	27.7	10.0	20.9	135.4	1252	1116	907
岡山市	115.0	166.0	23.8	7.7	19.5	114.9	1071	955	735
函館市	110.0	159.0	22.9	7.1	19.1	109.9	1026	915	764
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)

*. 東京23区……1級地－1 岡山市……1級地－2 函館市……2級地－1
 *. 勤労控除は生活保護の要否判定の表を適用
 *. 最低生活費は生活扶助(冬季加算をふくむ)、住宅扶助、期末一時扶助をふくむ。20～40歳で試算。2015年度中の基準改訂をふまえたもの。

傷病手当を例に1年間の可処分所得を計算。傷病手当から社会保険料と地方税を引き、残った額が最低生活費を超えるためには、通常時の時間給がいくら以上でなければならないかを試算。社会保険料率は傷病前と同じとし、地方税は前年所得にたいして課税されるとする。所得税はない。前

傷病手当が最低生活費を超える最賃額	傷病手当(イ)	社会保険料(ロ)	前年所得にたいする地方税(ハ)	可処分所得(イ－ロ－ハ)	必要最低生活費(年額)	Xの下限	月間155時間労働とした場合の時間賃金必要額	月間173.8時間労働とした場合の時間賃金必要額
東京二三区	2/3X	0.095374X	0.055709X－ 46000	0.515917X+46000	1621950	3054658	1642	1465
岡山市	2/3X	0.095775X	0.055641X－ 45500	0.515584X+45500	1380240	2588813	1392	1241
函館市	2/3X	0.095941X	0.055616X－ 46000	0.515443X+46000	1319856	2471381	1329	1185
			(千円)		(円)	(円)		